

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日
の場合は翌日)

鳥取県条例第四十四号

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例
貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例(昭和四十四年十月鳥取県
条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

本則の表理学療法士修学資金の項貸付金の種類の欄中「理学療法士修学
資金」を「理学療法士及び作業療法士修学資金」に改め、「県内における
理学療法士」の下に「及び作業療法士」を加え、「理学療法士養成施設」
を、「理学療法士等養成施設」に、「又は」を「若しくは」に改め、「指
定した理学療法士養成施設」の下に「又は同法第十二条第一号若しくは第
二号に規定する文部大臣が指定した学校若しくは厚生大臣が指定した作業
療法士養成施設」を、「県内において理学療法士」の下に「又は作業療法
士」を加え、同項免除の条件の欄中「理学療法士養成施設」を「理学療法
士等養成施設」に、「理学療法士の免許」を「理学療法士又は作業療法士
の免許」に、「理学療法士の業務」を「理学療法士又は作業療法士の業務」
に改める。

本則の表高等学校定時制課程修学奨励金の項貸付金の種類の欄中「高等
学校定時制課程修学奨励金」を「高等学校定時制課程及び通信制課程修学
奨励金」に、「定時制の課程への修学」を「定時制の課程及び通信制の課
程への修学」に、「定時制の課程に在学する」を「定時制の課程若しくは
通信制の課程又は学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第四十五条
第三項の規定による文部大臣の承認に係る監督庁の認可を得た高等学校の
通信制の課程に在学する」に改め、同項免除の条件の欄中「定時制の課程」
の下に「若しくは通信制の課程」を加える。

◇条 例

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改
正する条例

目 次

- 鳥取県官病院事業の設置等に関する条例の一部を改正す
る条例
- 鳥取県簡検定所手数料条例の一部を改正する条例
- 鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例
- 鳥取県特別県管住宅の設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例

条 例

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例をこ
こに公布する。

昭和五十一年十二月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十一年十二月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第四十五号

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを「(病院事業の設置)」に改める。

第二条第二項中「看護婦養成所を除く。」を削り、同条第三項を削る。

第四条を削り、第五条を第四条とし、第六条から第九条までを一条ずつ繰り上げ、第十条中「病院事業の運営」の下に「及び看護婦等養成施設の管理」を加え、同条を第十一条とし、同条の前に次の二条を加える。

(看護婦等養成施設の附置)

第九条 看護婦並びに保健婦及び助産婦として必要な知識及び技能を修得させるため、次の表の上欄に掲げる病院に、それぞれ当該下欄に掲げる看護婦等養成施設を附置する。

病院の名称	看護婦等養成施設	
	名 称	学 科
鳥取県立中央病院	鳥取県立鳥取看護専門学校	看護、学科
鳥取県立厚生病院	鳥取県立倉吉総合看護専門学校	看護、学科 保健助産学科

(入学選抜手数料の徴収)

第十条 看護婦等養成施設の入学選抜試験を受けようとする者に対しては、入学選抜手数料を徴収する。

2 前項の入学選抜手数料の額は、千円とする。

附 則

この条例は、昭和五十二年四月一日から施行する。

鳥取県簡検定所手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十一年十二月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第四十六号

鳥取県簡検定所手数料条例の一部を改正する条例

鳥取県簡検定所手数料条例(昭和二十一年六月鳥取県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「五百円」を「千三百円」に、「八百円」を「二千円」に、「千円」を「二千二百円」に改め、同条第五号中「五十円」を「百十円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十一年十二月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第四十七号

鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例（昭和三十四年十二月鳥取県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一の第一種県管住宅の表中

湖山町第一 鳥取市湖山町

を 湖山町第一 鳥取市湖山町北三丁目

に、 湖山町第三 湖山町第四

鳥取市湖山町 鳥取市湖山町

を 湖山町第三 鳥取市湖山町北三丁目 湖山町第四 鳥取市湖山町北三丁目

に、

誠道第一 境港市高松町 誠道第一 境港市誠道 誠道第二 境港市高松町 誠道第二 境港市誠道

町 町 誠道第三 境港市高松町 誠道 誠道第五 境港市高松町 誠道第七

第三 境港市誠道町 誠道第五 境港市高松町

を 誠道第五 境港市誠道町 誠道第七

境港市高松町 誠道第七 境港市誠道町

に、 余子第一 境港市高松町 余子第一 境港市

誠道町 誠道町 余子第二 境港市高松町 余子第二 境港市

余子第一 境港市誠道町 余子第三 境港市高松町 余子第四 境港市高松町

を 余子第三 境港市誠道町 余子第四 境港市誠道町 五十一

年 青木第五 米子市永江 二四 五十一 五十一 五十一 青 五十一 末 五十一 緑

表の上福原第一特別県営住宅の項中「一、四〇〇円」を「一六、四〇〇円」に改め、同表の寿特別県営住宅の項中「一三、一〇〇円」を「一七、〇〇〇円」に改め、同表の上福原第二特別県営住宅の項中「一三、六〇〇円」を「一七、三〇〇円」に改め、同表の越殿特別県営住宅の項中「倉吉市越殿町」を「倉吉市広瀬町」に、「一三、九〇〇円」を「一九、二〇〇円」に改める。

附 則

1 この条例は、昭和五十二年一月一日から施行する。ただし、別表の改正規定中越殿特別県営住宅の項の「倉吉市越殿町」を「倉吉市広瀬町」に改める部分は、公布の日から施行する。

2 昭和五十一年十二月三十一日において現に次の表の上欄に掲げる特別県営住宅に入居している者に係る当該特別県営住宅の一月の家賃額は、昭和五十二年一月一日から同年十二月三十一日までの間においては、改正後の鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）別表の規定にかかわらず、次の表の下欄に掲げる額とする。

城南特別県営住宅	一四、〇〇〇円
上福原第一特別県営住宅	一五、四〇〇円
越殿特別県営住宅	一七、九〇〇円

3 昭和五十一年十二月三十一日において現に特別県営住宅に入居している者に係る改正後の条例第八条において準用する鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和三十四年十二月鳥取県条例第四十九号）第十

一条第一項の規定の適用については、同項中「家賃」とあるのは、「鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（昭和五十一年十二月鳥取県条例第四十八号）による改正前の鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例別表の規定による家賃」とする。